務　省 務　省令第二号）第五条第一項各号に規 産業省 定する方法により行われて発行されるもの に限る。）並びに電子署名法第二条第一 項に規定する電子署名が行われた当該相 手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁 的方法による記録の提供を受けること。 ［十三　略］ ［4　略］	五条第一項各号に規定する方法により行 われて発行されるものに限る。）並びに電 子署名法第二条第一項に規定する電子署 名が行われた当該相手方の住所、氏名、 職業及び年齢の電磁的方法による記録の 提供を受けること。 ［十三　同上］ ［4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。